官民競争入札等監理委員会 公共サービス改革小委員会 公物管理分科会

ヒアリング資料

「国立公園の維持管理」

平成19年6月25日 環境省自然環境局

国立公園とは

【経緯】

国立公園法(昭和6年制定)に基づき、昭和9年に第1号の 国立公園が指定。

昭和32年、自然公園法制定。現在、全国28公園、207万ha(国 土面積5.5%)

【法目的】

すぐれた自然の風景地の保護と利用の増進を図り、もって国民の保健、休養又は教化に資する。

【定義】

我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、環境大臣が~(中略)~指定するもの。

【特徴】

土地所有に関係な〈区域を定めて指定し、公用制限を実施。環境省の所有する公園用地は僅少(公園面積全体の0.2%)。

国立公園·国定公園·都道府県立自然公園

自然公園法(昭和32年制定)

前身の国立公園法 は昭和6年制定

国立公園

我が国の風景を代表す るに足りる傑出した自然 の風景地(海中の景観 地を含む。)であって、環 境大臣が・・(略)・・指定 するもの。

国指定・管轄 28公園 総面積206.5万ha 対国土面積比5.5%

国定公園

国立公園に準ずる優れ <u>た自然の風景地</u>であっ て、環境大臣が関係都 道府県の申出により・・ (略)…指定するもの。

国指定·都道府県管轄 55公園 総面積134.5万ha 対国土面積比3.6%

都道府県立自然公園

優れた自然の風景地であって、都道府県が・・ (略)・・指定するもの。

指定には、都道府県 での条例制定が必要。

都道府県指定,管轄 309公園 総面積195.9万ha 対国土面積比5.2%

公園計画制度

公園計画体系

施設計画

規制計画

保護施設計画

利用施設計画

利用規制計画 保護規制計画

保護のための整備

自然再生施設 植生復元施設等 利用のための整備

園地、野営場等 宿舎、スキー場等 各種行為の規制

特別保護地区 第1種特別地域等 利用のための規制

マイカー規制等

調整地

用

特別地域

(風致維持)

特別保護地区(厳正に景観を維持)

第1種特別地域(特保に準じる地域)

第2種特別地域(標準的な規制)

第3種特別地域(農林漁業活動と調整)

普通地域

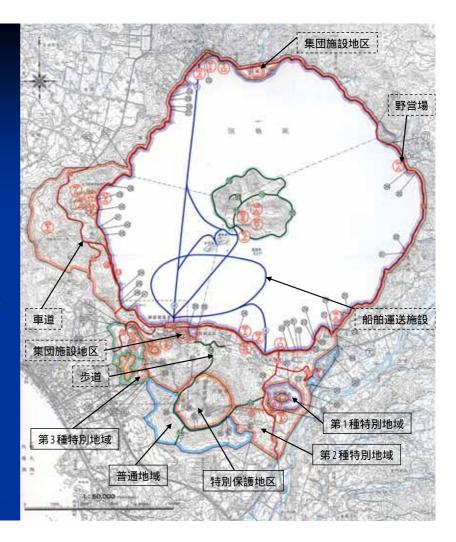
海中公園地区(海中景観)

保護規制計画

公園計画図

- 支笏洞爺国立公 園(洞爺湖地区の 例)
- 公園の区域、公園の規制、 公園の整備の計画を1枚で表示。





国立公園の管理業務

- 全国7ブロック地方環境事務所(国立公園·保全整備課)及び 自然保護官が国立公園の管理業務に従事。
- 主な管理業務の内容

公園の指定、公園計画の決定の立案、地元等との調整 行為許可、公園事業をめぐる許認可(申請指導、違反処理) 直轄施設の整備や維持管理業務の企画立案、契約事務等

<u> 1 特地設の整備や維持官理業務の企画立条、契約事務寺</u> 名毛環接供会物策の会憲主案、関係機関しの関数、京集

各種環境保全施策の企画立案·関係機関との調整·実施 自然とのふれあい行事の企画立案等

各種調査の企画立案等

公園内の巡視

専ら公物(施設等)管理を担当する職員は置かれていない。

公園事業制度(国立公園事業の場合)

国立公園の保護又は利用のための施設の整備は、公園計画に基づき国立公園事業の執行として積極的に推進。

公園計画

事業決定

国立公園内の利用施設整備は、民間でできるものは極力民間で整備されているのが実状であり、国や都道府県の整備は、非採算の施設に限られる。

国は国立公園事業 を執行

地方公共団体「同意」を得て執行

民間事業者「認可」を得て執行

〔利用施設〕

道路(車道、歩道)、園地、 宿舎、野営場、駐車場、運 輸施設、博物展示施設(ビ ジターセンター)等

(保護施設) 植生復元施設、砂防施設、 自然再生施設等

自然公園等事業(直轄公共事業)

国立公園における自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全のための事業としての施設整備を環境省直轄の国立公園事業として実施。

平成18年度 事業費 77.7億円 維持管理費 8.6億円

主な整備対象メニュー 園地 ビジターセンター 野営場 登山道 駐車場 公衆便所 自然再生事業 等 特別保護地区·第1種特別地域 特保·1特に至る登山道 集団施設地区 長距離自然歩道 日最大2000人以上の利用者の ある地区 保護施設(自然再生等) 環境省の直轄整備対象地

上記以外 基本的に地元が整備

施設の例(自然公園等事業)

環境省が執行する国立公園事業として、自然公園等事業予算を用いて、ビジターセンター、園地、野営場、登山道等の整備 や自然再生事業等を実施。

主な整備対象メニュー 園地 ビジターセンター 野営場 登山道 駐車場 公衆便所 自然再生事業 等



歩道(ウッドデッキ)





国立公園における環境省所管施設等

土地

保護用地(特別保護地区等の保護のための買上地等) 3,605ha(自然再生事業用地を含む。)

利用用地(集団施設地区等)

1.062ha

うち単独施設用地 53ha 集団施設地区1,009ha

> 集団施設地区121地区10,161haのうち 環境省所管地は47地区1.009ha

公園施設保護施設(自然再生施設、植生復元施設等)利用施設(ビジターセンター、駐車場、公衆トイレ、野営場等)

国立公園地域の管理の特徴

- 国立公園自体は営造物(公物)ではなく、地域を定めて指定し、当該地域内での公用制限を科すことにより、その保全を図る仕組み。いわば、国立公園制度とは、都市計画制度に相当する制度。
- 環境省で国立公園管理に従事しうる現地職員数は全国28国立公園で265名(平成18年度)。業務の大半は、計画策定、規制・許認可、直轄施設整備の企画発注などの業務であり、専ら国立公園内の環境省直轄整備施設の管理に従事する職員はいない。
- 地域制自然公園制度を取る我が国の国立公園においては、 国だけでなく、地域の多様な主体との協働による公園管理の 推進が基本。様々な面で地元と連携協力。

国立公園施設(公物)の管理の特徴

- 国立公園の施設の維持管理費は不十分。(かつては、実質的にゼロの時代あり。)
- 施設管理を専ら担当する職員も不在。
- このため、受益者負担の考え方から駐車場利用者から徴収する協力費や、地元の関係団体等からの資金の拠出により、ビジターセンター等の施設の管理運営を充実させてきた経緯有り。

平成17年度自然公園等事業費維持管理費(環境省) 約8.1億円

同 自然公園財団施設利用·環境整備協力費 約8.7億円

同 各種運営協議会地元負担金総額 約1.4億円

同 都道府県等から自然公園財団への請負額 約0.8億円

これら以外に、地元が環境省施設の管理に拠出した費用があるが未集計

国立公園施設(公物)の管理の現状

- 国立公園施設の管理体制
 - (1)(財)自然公園財団による管理 (利用者協力費 + 国費(不足分))
 - (2)運営協議会方式による管理 (地元自治体·民間団体等の負担金+国費)
 - (3)市町村等地元団体による管理 (地元自治体・民間団体の費用 + 国費(不足分))
 - (4)環境省維持管理費による管理 (全額国費)・・・・公衆トイレ等限定的
- 国立公園の管理運営では、単に施設管理だけでなく、美化清 掃等様々な環境保全活動を地元と一体となって取り組んでお り、地元との協働体制を堅持し、さらに強化していくことが課題。

(財)自然公園財団による公園施設管理

- 公園の維持管理費用の極端な不足と、昭和40年代の急激な公園利用者の増大によるゴミの散乱、公園施設の維持管理の質の低下等に対応するため、公園利用者から施設利用・環境保全協力費を徴収し、公園施設の維持管理や環境保全活動等に用いることを目的に、(財)自然公園美化管理財団(現自然公園財団)を、国、都道府県、民間による資金を基本財産とする財団として昭和54年に設立。
- 自然公園財団では、<u>国立公園の利用拠点となる地区において、国、都道府県、市町村が整備した駐車場の利用者から</u>「施設利用・環境保全協力費」を徴収し、これを当該地区に存する各種公共施設の維持管理や周辺地域での美化清掃等の環境保全活動に充当。
- 現在、全国20支部において活動を実施。
- 本部職員11名、支部職員40名、臨時職員約180名雇用。

(財)自然公園財団による公園施設管理

- 自然公園財団平成17年度収益 約12億8千万円のうち、駐車場収入(協力費)が約7割の8億6千万円を占める。
- 公共施設の増加等に伴って、協力費だけでは施設管理が十分に行いきれない場合に、国や地方公共団体が不足分の維持管理経費を拠出。(平成17年度 約2.1億円のうち国費約1.3億円、地方約0.8億円)
- 自然公園財団の各支部の活動については、例年1月頃に開催される地区連絡協議会(国、都道府県、市町村、民間等で組織)において、次年度の活動計画が議論される。
- その他、各種協議会事務局、美化清掃団体事務局としての 自然公園財団に対し、国等から資金の拠出が行われている。

(財) 自然公園財団による公園施設管理 の特徴

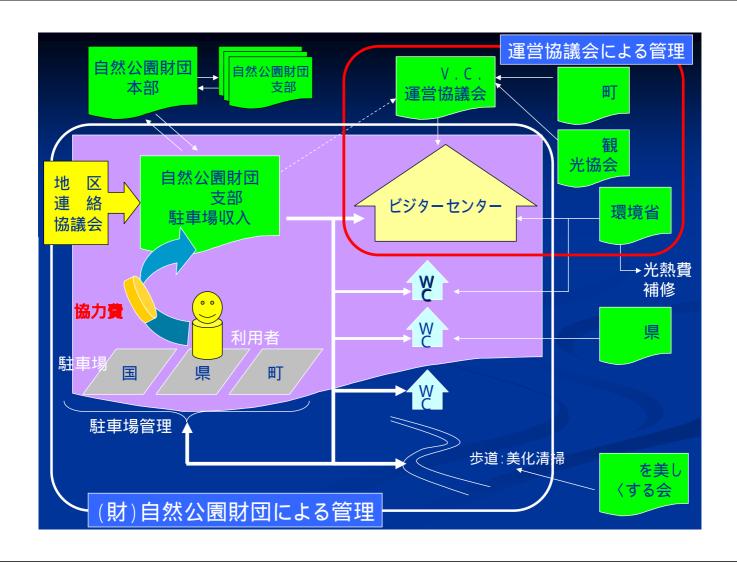
- (財)自然公園財団は、受益者負担による公園管理の充実の考え方のもと、国、都道府県、民間等による基本財産の拠出により基金を創設し、各地区での事業展開を実施することを前提に設立された組織。
- 国の施設だけでなく、都道府県等の施設も管理しており、これらの施設で得られる収益(協力費)はプールして、設置主体に関わらず、対象地域の各施設の維持管理及び周辺地域の環境保全活動に充当される仕組みを有していること。

運営協議会方式による公園施設管理

- ビジターセンター等の管理運営を行うため、環境省、地方公共団体、地元民間団体が運営協議会を組織。(もともと環境省に十分な維持管理予算がなかったことから、地元の協力を得て運営するために協議会を設けてきた経緯あり。)
- 運営協議会において、ビジターセンターの運営方法を検討し、 必要となるサービスを提供。
- 費用面では、主には、ビジターセンターの維持管理の基礎的な経費(光熱費、清掃費等)を環境省が、自然解説などのビジターサービスの経費を運営協議会が担っている。

運営協議会方式による公園施設管理 の特徴

- 運営協議会方式により管理運営を実施しているビジターセンターについて、全国のものを総じて言えば、管理運営経費の約4割は、地元自治体・民間団体等が直接に管理運営費として負担。
- 環境省自体も運営協議会の構成員として必要な維持管理費 を拠出している。
- 国立公園施設については、その整備又は維持管理について、 受益を受ける地方公共団体や地元企業等からの負担金を 徴収していないが、地元自治体等の運営協議会への参画と 費用負担は、実質的に維持管理面での負担金にも相当。



その他の方式による施設管理

- 市町村等に無償で管理を委託 野営場(キャンプ場)等・・・・国有財産の使用許可(無償) キャンプ場の管理については、市町村等に無償で委 託しており、国費は拠出していない。(利用料金を徴 収しているケースが一般的。)
- 環境省が維持管理費を全額負担 公衆トイレ等・・・・一般競争入札による請負契約

今後の国立公園管理のあり方地域との協働による管理運営推進

- ■「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」の提言(平成19年3月)に基づき、地域との協働による国立公園の管理運営を一層推進することが必要。
- 具体的には、公園毎に多様な関係者の参画する協議会等を開催し、公園のビジョン(管理目標)やこのビジョンを達成するために各主体が実施すべき行動計画等を合意形成の上、策定し、これに基づき各種事業を実施しようとするもの。
- この検討において、施設管理だけでなく、公園全体の管理水 準(目標)を今まで以上に明確にしていくこととなる。
- 行動計画では、各主体が具体的に為すべきことを明らかにする一方で、実施主体が見つからない事業計画については、 広〈NPOやCSR活動に関心のある企業等の参画を募集するなど、民間との連携を強化する予定。